

外国人技能実習受入事業について

外技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上地域等の外国人を日本で一定期間（最長5年）に限り受け入れ、OJTを通じて技能等を移転する制度です。

※技能実習制度は「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づき実施されます。

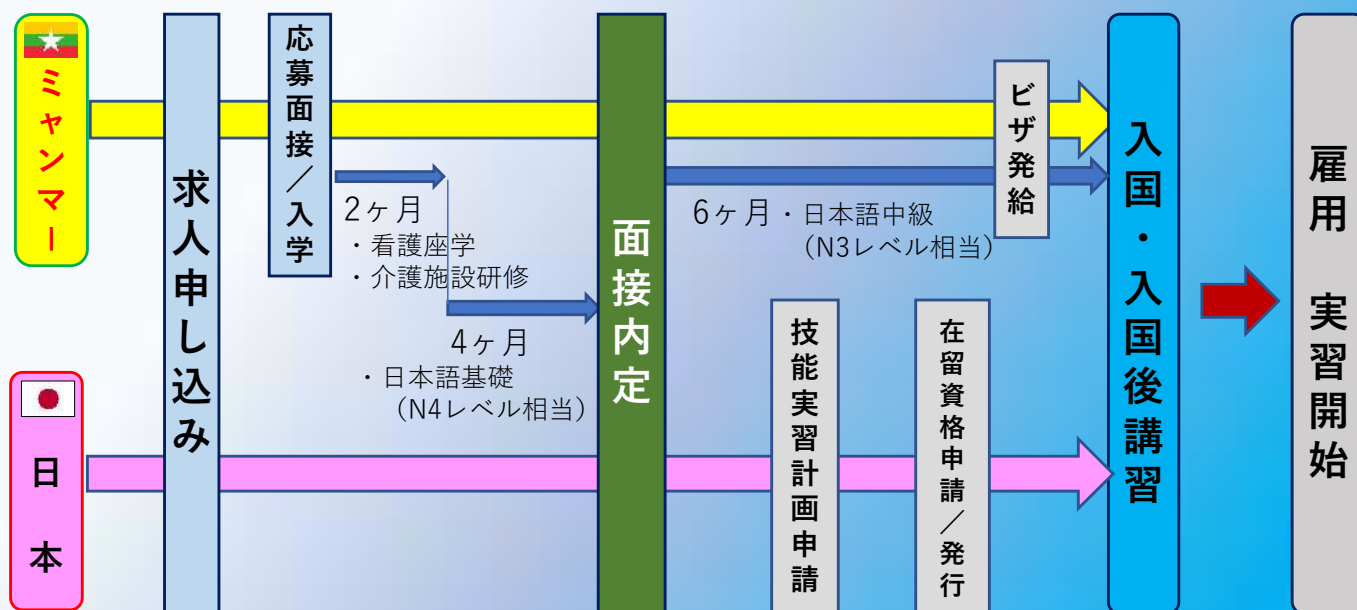
制度上、技能等の習得・移転が目的ではありますが、介護業界の現場において、将来的な人材確保としてのメリットもありますので、この制度の活用をご検討下さい。

当組合（監理団体）では**ミャンマー連邦共和国**からの技能実習生をご紹介します。

※今後他国（ベトナム等）の受入も予定しています。



実習生入国までの流れ



【費用について】 ミャンマーの場合 1名あたり (例)

初期費用 約 ¥420,500

内訳： 送出機関教育費用 ¥315,000 ※コロナ対応時別途待機費用有 (実費)
入国時渡航費用 ¥70,000 (実費)
国内交通費 ¥5,000 (実費)
技能実習生総合保険 ¥30,500 (実費) 各プラン有

監理費 ¥45,000/月

上記費用に加え、雇用に関する費用 (給与等)、福利厚生費用 (寮)、在留資格変更・更新・取次費用、その他費用が必要です。

※ベトナムの場合費用は異なります。詳細はご相談下さい。

特定技能について

2019年4月にスタートした在留資格「特定技能」は、技能実習制度とは異なり、一定の専門性・技能を有した即戦力となる外国人を受け入れる制度です。特定技能「介護」は最長5年になり、技能実習「介護」2号 (3年間) を終了した実習生は、試験等が免除され移行が可能です。移行すれば8年間 (技能実習3号終了者は最長10年間) 日本で引き続き働く事ができます。

当組合も登録支援機関の届出を予定しております。

外国人の介護職員の受入れに関して、様々な方法でサポート致します。
お気軽にご相談下さい。

【事務局所在地】

JR横浜線 中山駅 北口 徒歩2分

〒226-0019

横浜市緑区中山1-27-6

シロタ中山ハイツA棟203-B

TEL 045-936-2660 FAX 045-936-2661

